

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時01分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 玉城 勇議員、14番 金城好春議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城 毅議員。

〔大城 毅議員 登壇〕

○10番 大城 毅君 それでは、通告書に基づきまして一般質問を行います。5つの項目について質問しております。一旦全部質問をいたしまして、答弁をいただいたのちに一つ一つ再質問してまいりたいと思います。

まず、2013年の沖縄建白書について、この間何度も町長にその立場について確認をしてまいりましたが、改めて3点お伺いします。1つは、また改めて根本である2013年の沖縄建白書の実現を求める立場が変わらないのかどうか確認をいたします。2点目に、オスプレイが発着する北部訓練場のヘリパット建設が大問題になっています。これに対し過剰警備、自衛隊ヘリの活用など県民の反発が広がっております。政府のやり方は適正だと思うのかどうか、町長の考えを伺います。3点目に、町長の姿勢について伺います。

2つ目に、こども医療費助成制度について伺います。来年1月から現物給付の実現に向けて取り組んでいくということで補正予算も計上され議会に上程されております。沖縄県の制度を現物給付に変えることは、町の負担の点で大事でありますけれども、その進捗がどうなっているのかお伺いいたします。2つ目に、今回の補正予算でこども医療費の現物給付に向けてシステム改修等を計上していることを高く評価いたします。現物給付を平成29年1月診療分から実施したいということで説明がありましたけれども、これが実務として間に合う状況であるのかどうかお伺いいたします。

3点目に、来年度からの募集に向けて新設保育園の準備が今年度で進められていると聞いています。当初、1つの園を増やそうということで募集をしたところ、3園が応募をし、

その時分の待機児童の数を勘案して3園とも認めて開設の準備を進めようということになったけれども、そのうち1園が事情により取り下げたと聞いておりまして、さらにその1園を補助するかたちで応募があったと、それもまた進めることになったと聞いております。これらについて、平成28年度で準備が済んで平成29年の入園に間に合う状況で進んでいるのかどうかお伺いいたします。

4点目に、南風原町の大事な伝統工芸産業である琉球絣、南風原花織の振興に向けてお伺いいたします。6月定例会でも同様にお聞きしましたがけれども十分な議論になりませんでしたので改めてお伺いします。外国からの観光客が増えてきております。国内も含めて、観光客に触れてもらい琉球絣、花織の購入、そして振興につながるような取り組みを進めてはどうかということでお伺いいたします。

5つ目に、歩道のカラー舗装の整備計画について伺います。まず、現在兼城の翁長商店横から南風原小学校の近くまで、町道4号線ですけれども、歩道のカラー舗装が行われています。これについての効果がどうなっているか確認をしたいと思えます。それから、2点目に、南風原町役場西側の第一団地に上がっていく道路にもカラーでの舗装要望があります。整備してはどうかということでお伺いいたします。3点目に、今後、このようなカラー舗装を広げていく計画はあるかということでお伺いいたします。以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 1点目の建白書の問題においては、再三、穀議員から問われておりますが、一貫して建白書の考え方を貫いてまいりたい。と申しますのは、その当時、私は町村会の会長であり、また建白書の共同代表の一人でありますので、そういう意味でも私は自ら建白書作成においてこれが正当だと、また今でもそれを信じておりますので、今後もそのように変わることなく貫いてまいりたい。これは3点目とも同じだと思っておりますので、姿勢は変わらないということでご理解をお願いします。

そしてまた2点目であります、オスプレイの配備を前提としたヘリパッド建設は、基地の固定化になると認識しております。政府は県民の反対があることを十分認識して、県民に寄り添った対応が必要だと思っております。真摯に寄り添うことが大事だと感じております。あとについては、担当からお答えさせていただきます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目のこども医療費助成制度の拡充を(1)についてお答えします。こども医療費の自動償還払いから現物給付への変さらについては、県や国保連合会との調整を進めながら、医療機関に対しては沖縄県医師会をとおして調整を進め、

平成29年1月診療分からの実施に向けて取り組んでまいります。(2)についてお答えします。町のシステムについては、今回の補正予算の議決後、改修に取り組んでまいります。同様に、国保連合会側でもシステム改修を進めております。また、医療機関には、システム改修も含めて県医師会をとおして説明を行っているところであります。システムについては、平成29年1月診療分から対応できるように準備を進めておりますが、実施に関しては沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱の改正が前提となります。

質問事項3点目の新設認可保育園の進捗についてお答えいたします。平成29年4月1日開園を目指しているのは、山川保育園と照屋保育園の2園です。やまびこ保育園については、平成30年4月1日開園を予定しております。山川と照屋の両園については、実施設計を終え、現在入札に向けての準備を進めているところです。当初予定より実施設計業務について1カ月程度多く要したため、建設工事の工期にも影響が出ると想定されますが、4月1日開園に向けて取り組んでまいります。

質問事項4点目の琉球絣、南風原花織の振興に向けてについてお答えします。町観光協会が絣組合や各工房と協力して実施しているかすりの道ツアーでは、絣や花織の工程などと直に触れ合い手織りの良さを感じてもらえるような努力と購入につながるよう製品を直接手に取って見ていただけるツアーを実施しております。また、町の観光案内所を外国人案内所登録するなど取り組みを行っております。

5点目の歩道のカラー舗装計画について(1)にお答えします。歩道と車道が分離されたことにより車道部が限定され、はみだし防止・速度抑制の効果が出ていると考えております。(2)についてお答えします。歩道のカラー舗装化は、歩道と車道を分離するものであり、車道を確保しさらに1メートル程度の歩道を確保できる幅員を有している道路について有効と考えています。要望のある路線の幅員は、3.6メートルから4.3メートル程度であり、歩道と車道の分離は困難であると考えます。注意喚起の表示等で安全性の向上を図っていきたいと考えています。(3)についてお答えします。カラー舗装についての計画はありません。通学路等で交通安全上必要であり、歩道・車道の幅員が確保できる歩道については地域の要望等も考慮し歩道のカラー舗装化を検討してまいりたいと思います。以上であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ご答弁、ありがとうございました。それでは、1点ずつ再質問をさせていただきます。まず、町長の姿勢についてですけれども、この間、何度もこういう機会にやり取りをさせていただきました。町長は、その都度、建白書は堅持をするのだと、今日も今後に向けてもそうするのだと決意を語っていただきました。そこで改めて確認したいのですが、2013年の沖縄建白書については町長もおっしゃったように町村会長として、それから共同代表のお一人としてその作成にも関わったということですので、当然、

その当時の南風原町議会議長も含めて町内の前首長、それから議長、さらに県議会の各派代表というかたちで建白書に署名捺印し、時の総理大臣に提出をしたということでございます。その建白書の要求項目を改めて確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 当初、私たちは内閣総理大臣安倍晋三宛てに建白書を作成して、さらにまた項目の中にオスプレイ配備をただちに撤回すること及び今年7月（その当時）までに配備されようとしている12機の配備を中止すること、また嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機C V22 オスプレイの配備計画をただちに撤回することと、さらに米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念することということは、私たち6団体で署名・捺印をして提出しています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ありがとうございます。まさにオスプレイの配備撤回、そして普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設の断念。要約すればこの3つになろうかと思うのですが、これをそれぞれ先ほど申し上げた全首長、全議長、県議会の各派代表ですからまさにオール沖縄の意思として政府に突き付けた、これはぜひ実現しなければならないものだとということでこの間、町長を先頭に運動してきているものだと思います。それで今、具体的には（2）になりますけれども、北部訓練場はまさにそのオスプレイが発着することが明らかなヘリパッドですね。これの建設をめぐって今、さまざまに取り組みられているわけです。町長から今、県民に寄り添ってというご答弁がありました。私が聞いたのは、このやり方が適正であるかということです。現に今やられているやり方が適正であるかをお伺いしました。町長から県民により寄り添ってやってもらいたいというような答弁がありましたけれども、適正だと思うかということです。もう一度、ご答弁願います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。北部において反対するとき、一番困っているのは地域住民だと思っております。自由に農作業も生活もできないような車の渋滞等についてこれに対して何らかの対応策。地元住民はいろいろな角度から声を上げているのだが、しかしながら車の渋滞については、適正に駐車をして反対するのも大事ではないかと思っております。また、警察における強引さというのは、県民、特に地元住民に対して真摯に対応していくようなかたちだと思っております。一部過大報道されている部分もあるのではなかろうかと思っておりますので、公平な視点から報道されていれば県民はもっと心の底からこう

いう状況なのかと知ることができるのではないか。ある面では今、過大報道、小さいことも大きく拡大された部分もありはしないかという、警察の在り方においてもそうなのかなと感じております。ですから、一番、地域の皆さん方に支障をきたさないよう進めてもらいたいですし、特に警察の皆さん方もそのようにやってもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先ほど申し上げたように、ヘリパッドの配備を止めてほしい、止めるべきだということでまさにオール沖縄で決議されたわけです。現実にも今、普天間基地に配備され全国を飛び回っていますし、北部の訓練場にも発着すると、すでに出来上がった訓練場には発着しているということになっています。まさに皆で作上げた建白書を踏みにじるかたちで物事が進行しているというのが実際あります。これをさらに作ろうとしているヘリパッドの建設を止めるというのはとても大事なことだと思いますし、その方法においては十分住民の理解が得られるような、そしてますますそうだと、この建白書を実現しなければならないという思いに多くの人になるような、全住民がそうなるような方法はよく考えて実行されるべきだと私は思います。問題は、町長が今おっしゃった県民に寄り添った対応という点で、まさに今年7月の参議院選挙で現職の大臣を打ち破って、この建白書を実現するためにヘリパッド建設にも反対するそういう候補者が圧倒的大差で当選しました。その翌日、この工事を着工すること自体、県民に寄り添った行動と言えるのか、甚だ疑問であります。さらに、恐らく法的根拠を踏みにじて、工事そのものは公共の工事ですけれども、民間が請け負ってやっている仕事を自衛隊のヘリまで動員をして行うというこのやり方が本当に県民に寄り添ったものだと言えるのか、もう一度町長のお考えを聞きたいと思っております。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。沖縄県民は建白書の問題等において大多数が支持しておりますがしかし、辺野古の問題は反対であるなかにおいても政府に対する私たち行政、県民は大きな課題をたくさん抱えております。この課題を10のうちの1つは確かに皆一つだが、しかしながら残り賛同する部分であればこの1点だけに偏るのではなくて、残りの視点から考えて行動している部分はあるかと思っております。私もそういう立場であります。辺野古の問題は反対であっても、他の視点から考えたらいろいろな政府に対する要請、また私たちが行動を起こすのも重要だと思っております。そういうことからすると、この部分はいかがなものか。しかし、他の部分については賛同する部分もたくさんあるかと思っております。県民もそう感じていらっしゃるのではないかと思っております。

(大城 毅議員より「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時24分)

再開 (午前10時24分)

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 申し訳ないです。ヘリパッドの高江(東村)の問題であります、基地整理縮小のために合意された部分でありますし、これに対してはやはり小さくコンパクトな形に持っていくための事業の一環だと私は思っております。東村の村長もそういうことを考えていらっしゃる。ただ、地域の皆さん方に大きな支障をきたさないようなかたちで進めてもらいたいということでもあります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 再度お答えいただきましたが、先ほど県民に寄り添った対応と自らおっしゃりながら、今の答弁はすれ違ったものだと思います。北部訓練場の縮小につながるから、そのための工事だから容認せざるを得ない面もある東村の村長もそういう立場だからということをおっしゃりたいのだろうと理解しますけれども、ただ、そのやり方については本当に県民に寄り添ったやり方かという点で、つい先ほどおっしゃったことに同なのかという点では甚だ不明確な答弁だと指摘しておきたいと思っております。それから、このことをとおして、その姿勢について聞いたことが少し舌足らずだったかも知れませんが、(1)と(2)で答えたとおりと、建白書は引き続き堅持するのだということをおっしゃった。ただ、ヘリパッドに関しては反対とは明言しない立場のようです。むしろ東村長も容認している、私もそれを理解しているということなのかと思っておりますが、そのように受け取ってよろしいですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 その状況は私も反対であります。この建設に対して反対であるが、県民と言うより地域の皆さん方の生活に大きな不便を来していることを除去することが一番大切ではないかと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ヘリパッドが完成して墜落の危険が常に伴う機種が物凄い騒音をまき散らして住民に大きな不都合、不便を与えるという事実、それが十分想定されますし現

にそうになっているということと、反対運動のやり方が住民に迷惑を与えている面があるとは私も認識していますし、そうあってはならないという立場に私は立っています。では、改めて聞くのですが、ヘリパッド建設には反対だということですね。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 現実はどうだと私は思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 反対だということをお認めになったと理解いたします。それと、このことに関して、初日の一般質問のなかでもありましたけれども、先ほど申し上げた7月の参議院選挙で町長は当時大臣であった自民党公認の島尻安伊子氏の南風原支部長として活動なさいました。これは、先ほどおっしゃいました建白書を堅持するという立場と矛盾することは明らかではありませんか。いかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。花城清文議員にもお答えしましたとおり、私は南風原町長として、辺野古の問題等においては相反するがしかしながら大多数部分は賛同する故に南風原町益のためには先頭を切ってやるのが私の務めだと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町民利益、町益を考えて応援すると、このあいだのやり取りも参考にすれば、政権与党を応援するのが町民利益だとおっしゃるわけですが、平成27年の12月定例会においての私の一般質問のなかで、通告にはないがと前置きをしまして、辺野古新基地建設をめぐる国と県との法廷での争いとその次の年度の沖縄振興予算との関連での当時の島尻大臣の発言について、町長は何と答弁していますか確認します。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 議事録に書かれているとおりであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それをきちんと紹介してください。自分がおっしゃったことですから。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時30分）

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 基地と沖縄の振興予算とはリンクしないという、また、させないというあの当時の島尻大臣、マスコミ等においては言葉尻を取ってリンクしているんじゃないかとかおっしゃるが、この言葉尻でリンクしていると誤解を招くような報道がされているのではないかという思い。これに対しては、あの当時の島尻大臣もリンクをさせないよう私もがんばりますとおっしゃっておりました。特に先週の9月29日、自民党の沖縄振興調査会に町村会の代表として案内されて、そしてまた市長会の2人と、沖縄振興調査会と美ら島議員連盟合同で会議がありました。そのなかにおいて、内閣府の皆さん方から来年の沖縄振興予算概算要求に対して町村会、市長会としてどう考えているかと、振興調査会会長は猪口邦子会長であり、また議員連盟の会長は細田会長であります。さらにまた内閣府の特命大臣鶴保沖縄担当大臣もご一緒のなかにおいてありましたお話では、前の山本一太沖縄担当大臣から沖縄県民から概算要求として出される予算については基地とリンクすることが絶対あってはならないとあったということもありました。特に前島尻安伊子大臣が勝ち得た貧困問題等においては、心の底から沖縄県の貧困を救うための費用であり、こういうものを絶対に削ってはならない。こういうことを削ることこそ基地とリンクされると言われるのだから、そういうことは絶対にあってはならない。また、私たちは沖縄県の予算が年度において増減するのは当然あることだし、事業においては増える場合もある、事業においては縮小する場合もある、こういう問題であって、基地とリンクされたものではないことを山本一太元沖縄担当大臣からあり島尻安伊子大臣が強くこういう言葉を出しているから、それに対して寄り添って皆さん方も振興会議においては要望に応えるようにということもあったことをご理解お願いします。そういうことを考えますと、島尻前大臣はリンクさせないということであったのだと確証を得たものであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長は、今年9月の選挙での話をされましたけれども、議事録を昨日で渡してあるのですがちゃんと読もうともしない。全部読むわけにはいかないでしょうけれども。「島尻大臣がリンクもあり得るという含みで言葉を出したことに對し私はいかがなものかと思っております（中略）また、沖縄から出された大臣でありますので（中略）」



自ら信念を持ってリンクさせないということで予算は計上すべきだという主張を繰り返すべきだと思っております」と、いうことを町長はおっしゃっています。間違いないですね。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 その当時、マスコミが言葉尻でリンクしているというような捉え方で誤解を与えているのではないかと思っております。思うように理解させることができなかったことで誤解させて、リンクはしていないのだということを大臣としてどんどん今後も続けてもらいたいということを申し上げたつもりであります。議事録にもそのようにありますので、私は言葉尻を掴まえてリンクの話が出たのですが、実際の本音はリンクしていないのだという思い、執念を持っていたことをご理解お願いしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 あまりこの問題を引っ張りたくないのですが、確かに「言葉尻がこのように大きな活字になったのではないかとみております」ということも当時おっしゃっています。けれども、今もおっしゃるわけですが基地とリンクさせてはいけないのだと町長はおっしゃった。そのとおりであります。けれども、当時、まず島尻大臣がそうおっしゃったのは事実なのです。それから、それだけでなくそもそも島尻大臣は2010年に当選した時には県外移設を公約して当選された。ところが、2013年には他の国会議員に先立って真っ先に公約を投げ捨てました。そして、これはまた辺野古のことですが反対派を取り締めろということを経済に強く求めた。こういう立場の人物ですよ。町長はそんなことを本人は言っていないと言うけれども、それは明らかなのです。そういう人物です。そして、今言ったような公約を平気で投げ捨てる人物。そして、反対派を取り締めろと言う、こういうような人物を町民利益だと言って推すというのは、そのようなことであれば町民にとって不利益なのです。それを政府とつながっていないならば予算が確保できないのだというふうな町長はおそらくそのような理由で推すと、そして一貫していると言うのは明らかに矛盾ではないですか。町民利益にならないのではないですか。いかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 私は、この部分は矛盾であるが大多数はやはりまた当然政権に対してお願いする立場ですし協力もやってきております。町民に対しては、不利益ではなくむしろ利益を得るために私は行動を起こしているつもりで矛盾は感じていないものと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 国に従わなければ、制度にのった交付金も得られないかも知れないというのは、あまりにも卑屈な態度だと申し上げておきたいと思います。町民の代表として建白書の実現に関して町民利益と県民利益は相反するものではないと思いますし、町長の政治姿勢は批判されて当然だと指摘しておきたいと思います。

こども医療費の問題に移りますが、県や国保連合会との調整を進めながら1月診療分から開始できるように進めていくということですが、具体的にまず医療機関との調整がどのように進んでいるかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。今、県医師会と調整しながら進めているところでありまして、今度また南部地区、中部地区、北部地区の医師会の皆さん方の会議があるということで、そこに呼ばれておりますので出向いて説明していきます。それからその後、各医療機関との調整等に入っていきますので、順次取り組みを進めていきます。一度に全医療機関でスタートできるというものではないということですので、できるところから進めていくということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先ほど申し上げましたが、これをぜひ実現しようという町長の決意と、具体的に今回補正予算を組んで1月診療分からということ期限も切ってこれを進めていくというのは大変高く評価したいと思います。私どもも全力でこれを応援したい立場であります。それで今の件は医療機関と調整を進めていると、いきなり全医療機関というわけにはいかないかも知れないけれども、進めていくということで受け取りました。それから県は、国の国民健康保険の国庫負担を減額するペナルティを廃止することを前提で国が年末までに出す結論次第で判断して、2018年度に現物給付を導入するとこのあいだの新聞報道で明らかにされています。先ほどの答弁のなかでは、沖縄県こども医療費助成事業交付金要綱の改正が前提となりますとわざわざ答弁しています。そうすると、県が12月の国の審議会の結論でわれわれが思う方向で出たとしてもそれでも18年度からと言っているわけですから、これで南風原町は1月から実施できるのですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。県としてはやはり県全体での施策でございます

から、国のそういう方針が出た時点で県全体としての施策実施についてはそれぞれの市町村の意向を確認しながら、またそういった準備もごございますから2018年度からというような回答になっているものと思います。われわれとしましては、それを待たずにぜひ来年1月診療分から始めていきたいと、そこをどうにか県の要綱改正に向けてお願いしているところをごさいますて、引き続き要綱改正について県にお願いしてまいりたいということです。県の担当部署へうちの担当も出向きましていろいろ調整もしてきました。そういったなかで県の担当課長からは町が始めた場合、何らかの方法で補助ができないか県としても模索中であるとのことをごさいますので、引き続き県には、ぜひこのわれわれの1月診療分からの取り組みが実現できるよう要請等をしていきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先ほどの答弁でわざわざ県こども医療費助成事業交付金要綱の改正が前提となりますとうたっている点が非常に、そうでなければ県は現物給付をしている市町村であれば助成できないと、型通り読めばそうになってしまう。それでも何らかの方法でということですが、要するに県に要綱改正を待たずにこれができる見込みがあるということですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 われわれとしましては、県も何らかの方法で模索中であるという回答を得ておりますので、何らかのかたちでの補助が実現できるのではないかという期待も持ちながら、しかしながら要綱改正含めてこの何らかのかたちでの方策が実現できない限りわれわれはスタートできないということをごさいます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 その何らかの方法が具体的にならない限り、実現できないというのが今の答弁の結論ですが、非常に残念な感じがいたします。町長は、この間、お金が手元になくて医療にかかれないというのはぜひ改めたいと、そういう決意で今回の予算計上に至ったものだと思っています。その点では、国の国民健康保険に関する全額措置については甘んじて負担をしてもこれは実施したいという決意を述べられました。ただ、県の助成が得られなければできないと、従来どおり手元にお金がなければ子どもの具合が悪くなってもお金をかき集めてこなければお医者さんにかかれないという現状を続けざるを得ない。そういう立場なのですね、町長。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 この問題等、貧困の問題、厳しい方々のことを考えましたらやってあげたいと、それで1月1日としています。県の要綱改正か何らかの方法で南風原が現物給付しても減額しないという方向であれば私たちはやるのだと、それでシステムの改修も1月とし、急転直下、県が何らかのかたちで南風原を認めるとなった場合には即スタートできるよう議員の皆さん方に今回の予算計上をしてシステム改修をしておき、いつでもゴーサインが出せるようにやって、国保連合会、医師会、また県のほうにも強く申し上げております。私は県知事に対してもこの1項目がない限り私たちはスタートできないと、本当に県が貧困の問題に取り組むと30億円の予算も計上してやっている、本気で貧困を解決するのであれば、現物給付。病院に行けない子もいるよと、こういうことを解決しない限り形の上では貧困問題は大きな前進だが、中身においては本当に厳しい状況を救うことにはつながらないことを強く申し上げていきますので、私はできるものだと思っております。これだけ訴えて来年南風原がスタートしようとしても県ができないような状況、これで本当に市町村をリードする県なのかと考えておりますので、議会からもいろいろ一般質問などで質問されておりますので、そういう面でも県議会の中身を見ましたら南風原町はスタートしようと考えているが、何らかのかたちでこれを認めなければスタートできない状況に対して、県には救うという項目も何もないものですから、ただ国の動向を見て結論を出す濁らせているものですから、議員の皆さん方もぜひあと一歩の一押しを、私はあと一歩の一押しが大事だと思っております。貧困の問題等の予算を提案して以降、メール又は電話なり町内外のたくさんの皆さん方からぜひ頑張ってもらいたい激励の言葉、私たちは病院に行きたくても行けなかった現実があると、私と同じ思いをさせないためにぜひ現物給付をやってもらいたいという励ましが再三あります。ぜひ私たちは自信を持って諦めず、来年1月からスタートできるよう再三再四、県へ行動を起こし、また医師会とも連携しながらやってまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 県からの助成があることが前提だということ、それは当然大変な財政ですから、これを全部南風原町でやれということには大きな決断が要することは重々分かっています。ただ、県の助成がなければ残念ながら従来どおり持ち合わせがなければ受診を控える、こういったことが出てきても仕方がないということになってしまう。これも仕方がないですか、町長。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 以前から国のこれは甘んじて受けようと、町民、住民はペナルティを課した国をどう見るか。県のは町ともし減額されたら5,000万円、6,000万円が予測されますので、財政が厳しいなかにおいてより町民に負担を強いることはできない。この財政負担をしないためにも県が要綱に1項目、また何らかのかたちでやってもらいたい。県はこれをやっても痛くもかゆくもないと思っております。なんでやっていないのか、これが不思議に思っています。ですから、県ができなければできない、これは当然、マスコミ等においてもそうですが、県は痛くもかゆくもないのにどうしてこの項目を入れることができないのかむしろ聞きたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私たちも議会のなかで町長の今の決意をぜひ後押しできるように議会としても最大限の行動をしたいと私もそのような立場で取り組んでいるところです。ぜひ県の姿勢を変えるよう私もがんばりたいと思っております。それから、ちょっと角度が違うかも知れませんが、県は痛くもかゆくもないという言葉もありましたが、現物給付にすることによって減額されるのは国民健康保険だけなのですよね。私たちがこども医療費助成を実施して、これを受益者は県内すべてのこの年齢の子どもですよね。加入している保険は関係ないわけですよね。それなのになぜ、国民健康保険だけ減額されることになるのか。町長は、この件をどう思いますか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 以前は、国・県も同じですが、現物給付することによって病院に行くことで医療費がむしろ高くなると、何でもかんでも病院へ行ってしまうということがあのではないかと予測がされていると聞いております。私はむしろ逆に、件数は増えるかも知れないが、医療費は抑制につながると、軽い症状のときに治療してもらって悪化する前に治したなら、結果的に医療費減額だという県・国との見解の違いはそこだったのではないかと思います。件数は増えても重病化は減る、だから医療費抑制につながるという持論で県にも強く申し上げていますが、県との見解の違いはそこです。

(大城 毅議員より「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時56分)

再開 (午前10時56分)

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 この国保のペナルティについてお答えします。議員おっしゃい

ますように、医療保険には国保以外にいくつか保険者がございます。しかし、国が課すペナルティは国保にしかありません。そういった部分では、今現在、この現物給付をやっている都道府県が全国で35都道府県から37都道府県ぐらいだったと思いますが、皆さんペナルティを受けているわけです。なぜ国保だけが受けるのかというこの不公平さを国にも訴えているわけです。国としてはまた、この現物給付をすることによってコンビニ受診的に簡単に病院へ行ってしまう、そしてその結果医療費が増大するという懸念があることからペナルティ制度を設けていると、国としては療養給付費の交付金等で32パーセントを負担しますのでそういった部分でのペナルティだということでもあります。しかしながら、全国からやはりなぜ国保だけペナルティを受けるのかとか、また子育て世代に対する支援、国も子育て支援の強化を打ち出しているなかでこのペナルティはむしろ逆行ではないかという声が多く出ています。そういったことで国もこのこどもの医療制度の在り方に関する検討会のなかで議論を重ねておりまして、このペナルティの問題に関して年内には何らかの結論を出すと言われております。その結論も見ながら、県はそのペナルティ見直しの部分を見て県の方針も出すということです。とにかく現時点で国保にしかペナルティはございません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 なぜなのだろう、理不尽だなという点はまだ拭えませんが、現実に来年1月からそれこそお金がなくても、苦しい方でも子どもの体調が心配なときには安心して病院にかかると、早いうちに良くしてもらおうと、こういう体制ができるという点では大きな前進ですので、私も町長とその点では力を合わせてがんばっていきたいことを表明してこの件については終わります。

認可保育園の進捗については先ほどありましたが、これから入札をするということでは建物と言うのかハードの面でもこれからですし、あとはもちろん保育士の募集だとかそういった体制的な問題だとかいろいろクリアしなければいけないわけですが、2園について本当に間に合うのかと心配なのですが、この点、大丈夫ですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 確かに大変厳しい状況ではあります。しかし、4月1日の開園に向けて最大限の努力をしてみたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 保育士の確保など体制づくりから、それから園づくり、大変だと思

いますがぜひ町も最大限協力して保育園が間に合うようにがんばっていただきたいと思います。

次に、緋の件ですが、これは提案ということで留めたいと思います。前回は同じようなご答弁をいただきました。かすりロードツアーですとか、それから外国人登録所の取り組みなどががんばっておられると理解しております。私はそう簡単な問題ではないとももちろん思いますけれども、競合もたくさんいるところだからこそがんばらなければいけないと思うのですが、国外や国内から来る皆さん方に対して、沖縄に来る前に、旅行へ行こうと決めた段階、あるいは沖縄へ行こうと決めた段階にでも、沖縄へ来る前に緋、花織に触れてもらって、その上で南風原に来たら琉球かすり会館などに寄ってもらって工房などにも寄ってもらってそこで購入などにつながるような取り組み、こういったことが戦略的にできないのか。私のアイデアが不足していますけれども、例えばポスターに緋や花織の端切れがあればくっ付けて、それを可能・必要な所に表示するだとか、あるいはマネキンを展開するだとか、あるいは芸能界などの著名人、以前に例がありがんばってもらっているわけですが、そういった方に緋や花織を紹介してもらおう。このような取り組みなどを、せつかくある観光協会や琉球緋事業組合、あるいは専門家の皆さんなどとも力を合わせてそういった戦略を立てて実行していくというようなものができるのかどうかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ご提案ありがとうございます。まず、ご提案の趣旨の戦略なのですが、今、インバウンドによる観光、それからいろんな意味での消費が増えているわけですが、そこはマスコミへの緋、それから花織の露出を増やすという戦略は、今後も県と一緒に考えていきたいということでもいろいろと話し合いを進めているところです。もう1つは、観光客の多くがインターネットだとかそういうようなSNSだとかそういうツールを使って情報を得ているということがありまして、緋、それから花織を織っている背景だとかその物語を動画等で見せたり、その工房の良さなどをPRするということが必要なのではないかということで、今、琉球緋事業組合のほうに確認をしましたところ、まだそういった取り組みをしたことがないとのことでしたので、その活用も含めて戦略として展開していったほうがいいのではないかとということで今現在、話し合いを進めている最中です。ご提案の戦略については、今後ともわれわれもいろいろと知恵をめぐらせてがんばっていききたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これまでもいろいろな努力、試行錯誤してがんばっているところだ

と思いますけれども、ぜひ総合的な戦略を練って一つ一つ実践していけるようなそういう体制を組んでいただきたいと要望いたします。

最後のカラー舗装の計画ですが、こちらから要望した箇所については幅員が足りないということですが、他にも必要かつ可能な所がいくつもあるかと思います。本当であればちゃんと隔てて、縁石あるいはフェンスというのかそういったものでも隔てて、歩行者が安心して渡れる。一方、運転者も安心してすれ違いもできるというようにやらなければいけないわけですから、条件は必ずしも緩くはないかも知れませんが、ぜひそういった点は取り組んでいただきたい。私がお願いした所については、幅員が無理であれば他の法で歩行者の安全が図れるような取り組みをぜひがんばっていただきたいと要望して私の質問を終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時16分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。9番 赤嶺雅和議員。

〔赤嶺雅和議員 登壇〕

○9番 赤嶺雅和君 通告書にしたがって一般質問をしまいにあります。まず1つ目に、待機児童について伺います。（1）本町の待機児童の今後の状況はどうか。（2）今後の待機児童ゼロを目指しての施策について進捗はどうか。まず、この1つ目から伺います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、待機児童について（1）にお答えします。9月1日現在の待機児童数は、233人で、対前年度40人の増となっています。本町の未就学児の人口は増え続けておりますので、それに比例して保育園の入園希望児童は今後も増えると思定しております。

（2）についてお答えします。待機児童ゼロを目指して、南風原町子ども・子育て支援事業計画に沿って新規認可園や小規模保育園の設置などに取り組み、さらに前倒しできる事業についても積極的に取り組んでまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。



○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。今年の9月1日までの待機児童数は233人、対前年度比40人の増となっている。未就学児の人口は増え続けておりますので、保育園への入園希望者は今後も増えると想定しておりますとのことですが、昨年度末では待機児童183人という私の記憶でありましたが、それから50人ほど増えています。本町は児童の医療費の問題やら保育園の問題も他市町村に比べて進んでいると思います。それで、就学児童を持っているお父さん、お母さんは、本町に移転して来る世帯が多くなってきているのではないかと思います。それで南風原町はわりと若いクラスの世帯が多くなっているのではないかと思います。そこで、今年は(2)の回答で新規の認可保育園が3園募集したけれども応募したのは2園、それから小規模保育園が2園、30名増となって開園したのが1園となって、150名ほど増になったのではないかと思います。それでも233名にはカバーできません。年々、待機児童は増えているなかで、新規の保育園も年々2、3カ所増えているようですが、今後の計画はどのようになっているか教えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。まず、今年度で整備を進めて、4月1日の定員増を目指し取り組んでいる部分で、認可保育園の新設が2カ所、60名定員が2カ所です。120名、それから同じく認可保育園の分園・改築等が30名ずつの2カ所で60名です。それから、既存の定員を拡充する分で16名の増ということに取り組みまして、トータル196名の定員増に取り組めます。それから、次年度中での開設に向けましては、新設の認可保育園が1カ所。そういうかたちで認可保育園の定員増。それから今現在、小規模保育所の新設についても公募しているところがございます、その応募状況も確認しながら、町の予定としては年度内に2カ所の新規小規模保育所の設置を計画しております。以上です。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。今年は196名の増を考えているとのことですが、この新園は、来年4月開園に間に合いますよね。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 先ほどの質問でもありましたが、大変厳しい状況ではありますが、われわれも最大限の努力をして4月1日の開園に向け取り組んでまいります。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。先ほども大城 毅議員からあったように、大変厳しい状況ではあるとの答弁でありました。なんとしても来年の4月には間に合うようがんばっていただきたいと思います。今年は1園の増園あるいは小規模を公募しているとのことですが、毎年230人ほどの待機児童が発生しているようです。増援はしてもなかなか解決しないのが現状のようであります。そういうことで、待機児童解消には非常に時間がかかるとは思います。十分腰を据えてがんばっていただきたいと思います。

今年は、新園が1園、小規模保育園が公募中ということでよろしいですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 新設の認可保育園は2園でございます。そして、現在公募中の小規模保育園が2園ということでございます。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。来年度も今年の計画と同じように、認可保育園が2園、小規模が2園でございますね。以上で、待機児童については終わります。

次に2つ目、町独自の都市計画策定で人口増加を目指すことはできないか。(1) 去年の市街化調整区域の件で…

(赤嶺雅和議員より「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時26分)

再開 (午前11時26分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○9番 赤嶺雅和君 去年の市街化調整区域の件で、神里区・大名区・宮城区が人口の増加が望めない地域となっている。町長は那覇市の広域都市計画を抜けて、町独自の都市計画を作るのも一つの案と答弁を行ったようですが、その後は検討されているのかどうか伺います。

○議長 宮城清政君 副町長。休憩します。

休憩 (午前11時27分)

再開 (午前11時27分)

○議長 宮城清政君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の町独自の都市計画策定で人口増加を目指すことはできないかについてお答えします。字大名の人口については、平成25年度に緩和区域が拡大されてからは増加傾向にあります。現在、区域区分の見直し作業中ではありますが、市街化区域の編入については、おおむね本町の要望が反映され大幅な編入ができるものと考えています。区域区分の見直しなど、県の運用に柔軟性が増しており、字神里、字宮城についても緩和区域の拡大ができなかなど、人口増加の施策を県と協議してまいります。また、都市計画区域の再編については、引き続き議論を重ねていく必要があると考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。大名区は、緩和区域が拡大されて増加傾向にあるとの答弁ですが、私の出身地の神里地域は同じく緩和区域が少し増えていますが過去5年の間に5世帯が増えているようなところもあります。しかし、太陽のまち（太希おきなわ）が転居したおかげで30世帯が減になりまして、神里区域はまだ一度も人口が1,000人を超えたことがありません。特にこの10年間のうちに世帯数がどんどん減っております。国道507号バイパスができたおかげで、少しは人口増につながるのかと思っておりますが、その近くでは確かに新規住宅が3、4軒増えています。しかし、神里区域は先の大戦で一家全滅して非常に空き家が多くなっています。それを解決しないことにはなかなか人口増にもつながらないのではないかと思います。神里部落でも区長と相談して、そういうところをどうにか解決できないかということで進めていこうと思うのですが、仏壇があるため親族との話はなかなか難しいようです。行政側としてもそれを支援していただけるような、何か良い妙案があれば伺います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えします。神里区の人口につきましては、確かに平成24年から平成26年にかけては微増で若干増えてきておりましたけれども、平成26年、平成27年からはガクッと落ちております。この大きな要因としては、やはり太陽のまちに伴う人口減かとも考えられますけれども、また平成24年から増えた要因としましては、緩和区域の設定による住宅の売買に伴い戸建て住宅が増えたものだと思っております。今後の施策と言いますか、まだまだ緩和区域拡大の余地はあるのかという感じはいたしておりますので、今後その拡大に向けて県と進めてまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。緩和区域の拡大でなんとか解決できないものかという答弁でございましたが、今から5年ほど前でしたか、緩和区域を少し見直されたことがあると思います。太陽のまちから町道、学童を取り巻いて若干見直しをされた地域ではないかと思います。そのなかで、大口地主と言いますか大規模な畑を持っている地主が多いものですから、なかなか解決しないですね。そこで、耕作放棄地もあります。行政側がそのへんは中に入って、自治会と進めていく方法はないかどうか、さらに良いアイデアを伺います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 場所がよく分からないのですけれども、耕作放棄地とは、神里公園の下側付近になるのでしょうか。以前、牧草など置いた区域かと思いますが、確かに面積は大きくて、こういった所は民間の開発だとかそういったものも可能なのか。もし、そういう話があれば当然、町も協力していろいろとやっていきたいとは思っております。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。ふれあい公園のすぐ隣の土地、旧太陽のまちは今何か造成中のようなですね。それから、このふれあい公園の町道を隔てて西側と言うのですかこのへんが、ススキが繁茂して耕作できないような土地になっています。そのへんをどうにか町のホームページなどを利用して呼びかけできないものか。私ども自治会としても、空き家をどうにか解決できないものかと進めていますが、親族がいて、しかも仏壇があつてなかなか入り込めない内容になっていますので、そのへんは行政側も頭を入れて、情報があれば提供してもらって解決に向けてもらいたいと思います。そのように今、緩和区域を拡大しても新規にはなかなか結び付かない、それよりも空き家対策をどうにか進めていかないことには踏み込めないと思いますので、どうにか頭を入れて今後も検討していただきたいと思います。これをもって終わります。

○議長 宮城清政君 通告書のとおり順次発言を許します。13番 玉城 勇議員。

[玉城 勇議員 登壇]

○13番 玉城 勇君 通告書にしたがい、一般質問をいたします。1. すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を(1)住宅用火災警報器の設置について、新築住宅は平成18年6月1日から設置義務がある。既存住宅は平成23年5月31日までにすべての住宅に設置す

ることが義務化されている。沖縄県は設置率 59.3 パーセントで全国最下位である。条例適合率は 44.5 パーセントである。町内の設置率はどの程度か。(2) すべて住宅に設置するために本町の取り組みは行っているか。(3) 町で予算化し、すべての住宅に設置することはできないか。(4) 住宅リフォーム支援事業に火災警報器も設置の義務化ができないか。

2. AEDの管理について質問します。(1) AEDは救命処置のため、いつでも使用できるように管理点検が重要である。町が設置したAEDの状況はどうなっているかお伺いします。(2) 電極パッドやバッテリーの使用期限もごぞいます。使用期限内の交換を実施しているかお伺いします。(3) AEDの管理は町の助成で行っているのか。以上、2点を質問いたします。ご回答をよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項1点目のすべての住宅に住宅用火災警報器の設置を(1)についてお答えします。平成27年度の本町の設置率は53パーセント、条例適合率は48パーセントです。条例適合率とは、設置しなければならないすべての部屋に設置されているかを確認する割合であります。(2)についてお答えします。東部消防組合にて職員等による戸別訪問確認を行い、設置のお願いを行ったり広報や各種イベントでの周知を行っています。また、町が発行した「暮らしの便利手帳」に警報器の設置義務について掲載しており、全世帯へ配布を行っています。(3)についてお答えします。消防法の改正により平成18年6月以降の新築住宅については設置が義務化されました。町内の県営団地(第一団地・第二団地)については、沖縄県がすでに設置しております。また、自治会で一括購入し全世帯に設置済の地域もあります。以上のことから、町民全体の公平性からすると火災警報器を町で設置することについては厳しいと考えております。(4)についてお答えします。本事業は、町内の経済活性化並びに雇用の安定及び確保に寄与することを目的としており、住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱により備品等の購入は補助対象外となっております。

質問事項2点目のAEDの管理について(1)、(2)は一括で答弁します。AEDは、各字公民館、中央公民館、文化センター、ちむぐくる館、児童館等に設置を行いました。町施設にあるAEDのパッドカートリッジやバッテリー交換等の管理・点検を行っていますが、その他の施設については管理者に依頼しています。(3)についてお答えします。町以外の施設に設置したものについては、管理者の負担となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩(午前11時44分)

再開(午後1時01分)

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、午前に引き続き、玉城 勇議員の一般質問

を行います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 午前中の回答ありがとうございました。これより再質問を一問ずつさせていただきたいと思います。住宅火災警報器の設置率について先ほどの答弁は、53パーセント、条例の適合率が48パーセントということでした。これについては、たぶん東部消防管内の設置率、南風原、与那原、西原含めた設置率かと思われます。そこで、南風原町だけの設置率について把握しているのかどうか、もし把握されているのであれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 南風原町の設置率が53パーセント、条例適合率が48パーセントということで当初答弁を行っておりますが、申し訳ございません、議員ご指摘のとおりこれは東部消防組合管内の設置率となっております。それゆえ、本町のみでの設置率については調査を行っておりません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 先ほども質問で申し上げておりますけれども、質問のなかに沖縄県の設置率が59.3パーセント、それから条例の適合率が44.5パーセントと申し上げました。これは全国的に見ますと沖縄県は最下位の状況でございます。沖縄県の59.3パーセントに対して全国で一番設置率がいいのが福井県の94.9パーセント、ほぼ95パーセントなのです。条例に適合している率は、福井県が同じく1位で90.8パーセントです。沖縄県が47位、46位が岡山県の65.6パーセントです。約66パーセント。50パーセント台は沖縄県だけなのです。それだけ沖縄県の取り組みが弱いのではないかとということで、各市町村ともそのような状況かと思うのですけれども、ただ、東部消防組合管内を見ますと、沖縄県に18の消防局、消防本部がありますが、そのなかで東部消防組合が12番目なのです。設置率としていいほうではないのです。南風原町もそれも類似したような状況だと見ております。東部消防管内が先ほどおっしゃった53パーセント、条例適合率が48パーセント、本町においてもだいたいそれぐらいの数字だろうと思われま。ですから、18もある局・消防本部で、東部消防組合管内が53パーセントで、ちなみに一番高い所は糸満市消防本部ですけれども69パーセントです。同率で宜野湾市消防本部が入っております。このような状況からすると、本町の設置率も50パーセントちょっとだろうと思われま。ではなぜこの住宅用火災警報器が必要なのか。全国で火災の発生が3万9,000件以上あります。それだけの

発生で死亡者が1,500名を超えております。しかし、ケガの方が6,500人を超えているのです。ですから、約8,000人の方々が死亡したりケガをしたりしております。全国的に火災警報器を設置しているなかにおいてもそのような状況です。しかし、この火災警報器を設置したために助かったというのが全国各地に報告がございます。東部消防の管内においてもそのようなことがございます。事例はたくさんあるので、1件だけご報告したいと思います。これは東部消防組合本部予防課がまとめたものでありますけれども、このなかに食事の準備のためにガスコンロの火をつけたと、その火をつけたことを忘れて外出してしまつたと、それを付近の住民が火災警報器の鼓動音、火事ですとかピーピーピーとか音を発しますけれども、その音と煙に気づき119番通報をしたと、そこにポンプ隊が現場を確認したところ、鍋の底を焦がしていたと、その時は通報がありましたので火災は未然に防げたというのが今ここに8件、平成28年7月、8月の事例でそのようなことがあります。平成28年が7件、すでにこのようなことがあったということでございますので、ぜひともに火災警報器の設置をしなければいけないという状況だと思えます。そこで今の設置率の観点からしまして、南風原町の住宅状況を見ますと個人的な考えでございますがアパートや団地の集合住宅が約4割で戸建ての住宅は約6割だろうと思われまふ。それからしますと南風原町内の設置状況は約5割程度かと思われまふが、町のこれまでの感触としましてどのぐらいが南風原町に設置されているか。何割ぐらいと考えられるか、もしお答えできましたらお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 実はこの火災警報器ですが、本町、西原、与那原町が東部消防組合に消防と救急に関する事務を共同処理ということになっておりまして、実質事務として取り組んでいないところがございまして。やはり町民の安心・安全なまちづくりの観点からしたらそういったことも調査して対応していく必要があると思えます。先ほど申し上げたとおり、一部事務組合で対応してもらっていますので、そのへんは3町、それから東部消防組合と連携してと言いますか、自治体として全国に比べて低い、県内でも低い設置率だということはやはり構成町からも提言して改善するよう取り組むということで意見を申し述べていきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ありがとうございます。まず、町から東部消防組合本部への提言もよろしいかと思えますけれども、ぜひ町としての取り組みも必要かと思えますのでそのへんを申し述べたいと思えます。ちなみに、先ほどの数字の率は、総務省からの調査依頼がありまして各消防本部が確認をしているわけでありまふけれども、東部消防組合本部にお

いては3町で人口が2万所帯を超えておりますので、その2万所帯を超えた地域においては96所帯以上調査をして報告してくれということですので、南風原、与那原、西原のこの3町で96所帯以上の調査をした結果でございます。ですから、もっと落ちるかも知れないしもっと上がるかも知れない。地区によっては100パーセント設置をした地域もありますので、そのへん数字が動きますけれども、ぜひ本町としても取り組みをしていただきたいという思いであります。

次に(2)についての質問をさせていただきます。すべての住宅に設置するための本町の取り組みについてでありますけれども、先ほどはいろんなイベントあるいは広報で周知を行っているということでもございました。確かに東部消防組合からも各自治会に対して自治会の広報誌にそのことを掲載してくれという要望が出されて、何カ所かの自治会の広報には火災警報器設置についての要請が載っていると思いますけれども、それも確認されて自治会との連携もやっていただきたいと思います。それについては把握しているか回答をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 最初の答弁でもありましたが、議員おっしゃるとおり東部消防組合からの依頼で広報への記事は掲載しております。それから、暮らしの便利帳にも載せてあります。各字・自治会に対してこのことをお知らせしてくれという具体的なお願いは今のところやっていません。もしかして区長会に東部消防が見えて、こういった法制度の改正のときにはご案内もあったかと思えます。いくつかのポスターの配布等、警察、消防、その適宜区長会にも参加しておりますので、確たることは確認してみないと分からないのですが、おそらくこういった紹介がなされていると思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 東部消防からは各自治会の広報誌に掲載してくれるようにということで、毎月掲載をお願いしているところであるようであります。ですから、町としてもタイアップしながら、もっともっと住民への周知をお願いしていきたいと思えます。

次、(3)について質問をいたします。ここではなかなか設置が進まない状況であります。本町においても5割超えがだいたい数字だと思っておりますけれども、これから100パーセント近くまで伸ばしていくための取り組みについて、ぜひ町の協力が必要ではないかという思いで質問をしております。先ほど東部消防管内での事例がございました。たくさんございます。全国的にもそのようなことがございますけれども、踏まえてこれも消防庁からの要請が来ており、たぶん南風原町の総務課にも来ていると思えます。読み上げて説明したいと思えます。今年の6月には新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務から



10年を迎えます。住宅用火災警報器設置の定着を図ることはもとより、火災時における適切な作動を確保する観点から、設置された住宅用火災警報器の定期的な点検と設置から10年以上を経過している住宅用火災警報器は本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなる可能性もあることがこの資料に書かれております。今、そういう状況であるということです。今ある火災警報器は、住宅火災による死者数の低減を図るため、更なる設置率の改善に向けた取り組みを推進していただけるようにお願いしますというのが消防庁から通知が来ていると思います。それで先ほども申し上げておりますけれども、平成28年6月1日で全国の設置率が8割であります。条例適合率が約7割の67パーセントであります。最近の作動確認で住宅用火災警報器の設置された約2パーセントが電池切れや故障があったという報告がされております。ですから、そういう状況もあるということでございます。先ほど説明しましたように、約10年を過ぎておりますが、この火災警報器の寿命が約10年と言われております。副町長から答弁がありましたように、町内においては先進的に率先して取り付けた宮城が8年になりました。来年9年目になります。そのあとに大名区が設置をしました。全所帯に火災警報器を設置しております。しかし、そのあとなかなか進んでいない状況でございます。火災警報器については、全国的に助成金が付いている地域もございます。全額助成もありますし、2分の1助成あるいは2分の1でありますけれども2個まで助成するとかそういう所もございます。そういった状況のなかで、本町の取り組みについて今一度ご回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。消防の事務です。本町は、先ほども申しましたように一部事務組合で事務を執行しているということもありますのでそれ含めて、どこまで行政が助成していくのか。いろんな事務事業がありますので、そのへんもトータル的に判断して、また3町の防災・火災担当、消防の担当関連部署もあります。東部消防組合の関連部署とも意見交換をさせていただいて、全国的標準からして低い状態であるというのは非常に懸念されることではございますので、今後検討させていただきたいと思いません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 先日、本町として東部消防組合管内にある南風原町の土地改良区に位置確認の表示板を設置しました。やはりそれも東部消防3町が一緒になってやるべきだと思うのですが、しかしなかなか腰が上がらないということで、町長の判断で取り敢えず本町内の土地改良区内に設置をすることが決まりまして、今設置が完了しました。ですから、この住宅用火災警報器についても南風原町民の生命・財産を守る観点から東部

消防組合3町の意味統一も必要でありますけれども、それとは別に南風原町自体が設置を推進していくという取り組みも大事だと思うのです。ですから、先ほど申し上げたように全国的には特に大阪府や茨城県は全額助成するとか、あるいは2分の1助成するという取り組みがされているのです。本町もやはり沖縄県において先進事例を作る思いも込めてぜひその取り組みをしてもらいたいと思います。それについて、本町は南風原町の防犯灯設置修繕補助金設置規定もあるように、このような条例を作ってぜひ助成していくことができないものかどうか。早めに取り組まなければならないことだと思いますので、ぜひ町長からご答弁をいただきたいと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 副町長、総務部長からもお答えしておりますが、この火災警報器は生命・財産を守るためには一番重要だと思っております。そういうことを考えましたら、全国でも設置率が一番低い、また県内においても東部消防管内は低いということをお伺いして、何らかのかたちで各町村の問題ではなく東部消防管内で設置率を上げるためにはどうすべきなのか今一度、東部消防組合として各3町調整しながら、助成することも検討すべきなのかどうかも含めて、また自ら設置される努力をやっている地域、されていない地域、地域によって異なっておりますので、でもこういう状況であるからしないのではなくて、しなければ悪い方向にしか進まない。これを一步でも前進するためには、自前でやった人たちに対しても誤解を与えないような方向での取り組みを考えながら、3町、東部消防組合の方針として全所帯に100パーセント設置できるような取り組み方、今一度がんばる、やりましょうという方針の話し合いを進めていきたい。そのためには助成をどうすべきなのか、補助は全額なのか3分の2なのか、2分の1なのか、こういうことも含めて今一度、東部消防管内正副管理者会がありますのでその話し合いをさせてもらいたい。そして、その方針に基づいてまた3町においては、東部消防として同じく公平にやるのか、この部分は、南風原は南風原、与那原は与那原、西原は西原の取り組みであるのか。それよりは3町一つの組織として進めていくような取り組みをしなければいけないのではないかと考えておりますので、設置率アップのためにぜひ取り組み方話し合いをさせてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 東部消防組合での話し合いということでもありますけれども、それはそれで進めていただいて、ぜひ本町での考え方も整理しながら進めていただきたいと思えます。先ほど副町長もおっしゃっていたように、先進事例がございまして確かに宮城、大

名が設置をしました。また先ほど申し上げたようにこの住宅用火災警報器には寿命がございます。約10年と言われております。宮城ではもう8年を迎えております。ですから、来年、再来年には交換しなければいけないのです。先ほども全国の事例があったように、2パーセントがすでに故障したりバッテリーが切れたりしています。ですから、すでに付いている住宅用火災警報器も来年、再来年には電池が切れる、あるいは故障するかも知れない状況にありますので、以前設置したものについては取り替えの時期に来ていますので、新たに、すべての町民に広報していくという方法だと思うのです。取替えしなければいけない時期でありますので、県営団地あるいは新規の集合住宅、新規の個人住宅はすでに建築確認申請時において設置を義務付けされています。遡って10年前からそのようにできていますので、その後の新しい住宅、アパート、マンション、公団、県営団地にはすべて付いています。新築の住宅にも付いておりますので、既存の住宅、以前の住宅に付いていないのが多いわけです。先ほども申し上げたように、南風原町の住宅の割合としてたぶん既存住宅が5割程度、新築住宅が1割程度、アパート・集合住宅が4割程度ということからしますと、取り敢えず今対応しなければならぬ既存の5割の住宅についての設置が今急を要しているわけです。本町としての考え、東部消防管内についての考えをぜひ早急に協議されて、先ほど言ったように50パーセント補助するか100パーセント補助するか、町長おっしゃったように3分の2にするか早急に取り決めをされて、ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、もう一度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 冒頭で申し上げました町でも当然この話し合いを進めてまいります。東部消防管内でもやはり一つの組織として取り組み方、これは急を要するものだと、先送りできるものではないということで早急に取り組み方、話し合いをさせてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ありがとうございます。ひとつよろしく申し上げます。それでは、(4)についてでございますけれども、確かにリフォームについての交付金要綱にはないということではありますが、リフォームをする場合にはいろんな消防備品、消耗品とかいろいろとあり、備品になるともちろん厳しいかと思っておりますがしかし、これを消耗品とすれば考え方によっては可能かと思っております。これについてはいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 お答えします。報知器関係につきましては、通常、建築の設備として扱っておりますので、先ほどの回答では備品として購入した場合、要は火災報知機だけを購入して取付けるということであればこれはリフォームの事業にはあたらないであろうと考えております。ただ、通常、報知器関係は建築設備のなかですので、例えば天井の改修、そういうことがあってその時に取付けるということであれば建築の一部として認められると考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひそのように、解釈を広めてできる方向で検討していただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは次に移ります。(2) AEDの管理についてでございますけれども、町の特段の配慮で全自治会あるいは公共施設にAEDが設置をされて町民が安心していろいろな集会、活動、運動に取り組めるという素晴らしい環境を作られております。そこで、本町のAEDの設置が5年を過ぎてすでにバッテリーあるいはパットの交換時期が来しました。当初、町としての取り組みができるものという話もあったのですが、しかし最近、町のほうでの管理は難しいと、各設置をされた自治会で管理するよという考えであります。今、そのAEDの機械本体が、何かお話を聞きますと返納されたとか、あるいは返納するとかあるようですけれども、実際どうなのか、把握されているのかどうかご回答をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。各字・自治会の集会所・公民館についてですが、8自治会については返納というのと、あとはもともと自前で設置しているので本町が設置していないというのがあります。6自治会が一旦設置したのですが字の理由で町に返されております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、今の答弁についてでありますけれども、確認をしながらまいります。6自治会が町に返納されている。8自治会が返納の声があったということでもありますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 8自治会のうち慶原は集会所がないという別の理由です。新川は自前で設置しております。ですから、一旦設置して返すと言ったのは6自治会です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 慶原はプレハブの集会所がありましたけれども、そこには最初から設置されていないということによろしいですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 そういうことでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 新川については、確か自動販売機に設置されていると聞いたのですが、それで設置がされていないのかどうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおりでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 AEDに付いているバッテリー、電極パッドは、寿命が3年から5年だと言われております。なおまたこの電極パッドについては使い捨てでありますので、一旦使ったものは使えない。あるいは、これも3年から5年程度で使用できなくなりますので、バッテリーと同時に換えなければならない。ですから、5万円程度かかるようになります。しかし、この5万円というのも5年に1回なのです。年間にすると1万円程度について、自治会ができないのであればやはり行政として町民を守るため、財産を守るためにぜひ町でお考えになられて取換えをするべきだと思いますけれども、また、そうすることによって町民の安心・安全が守られると思いますけれども、これについていかがお考えですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 実はこのパッドとバッテリーにつきましては、パッドは2年ご

とでバッテリーは4年でございます。おっしゃるように通年にしますとおおむね2万円近く年間経費として計上されることとなります。町としても一括交付金の制度ができた時に、安心・安全なまちづくりの観点から、以前に設置したこの機器備品についてぜひ継続して対応していきたいということでしたが、平成25年には対応できましたがこれはやはり経常経費であると、維持管理費はそういった交付金にマッチしていないということがございまして、現在の状況になっております。それにつきましては、今後どのような方法があるか少し検討させていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひ検討されて、特に検討も今仮に人がここで倒れた場合に心臓が微細動しかしていないという状況に使うのがAEDなのです。誰でも使える。なおかつ、ここで心臓が止まったら、3分30秒以内に心臓マッサージをしなければいけない。3分30秒で脳に酸素が行かなくなると、行かなくなったらそこで蘇生させてもその人の脳が動かなくなりますのでぜひ、ご検討をお願いします。

○議長 宮城清政君 これで玉城 勇議員の一般質問を終わります。ここで先ほどの赤嶺雅和議員の一般質問のなかで削除したい部分があるとの申し出がありますのでこれを許します。9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 先ほどの私の一般質問で間違った発言がありましたので削除をお願いいたします。「5年ほど前に緩和区域の見直しが行われたようですが」と、発言しましたが、この発言の削除をお願いします。

○議長 宮城清政君 ただいまの赤嶺雅和議員の発言に対しましてご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、先ほどの「5年ほど前に緩和区域の見直しが行われたようですが」という文言を削除することに決定をいたしました。休憩します。

休憩（午後1時42分）

再開（午後1時54分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。6番 赤嶺奈津江議員。

[赤嶺奈津江議員 登壇]

○6番 赤嶺奈津江さん それでは、一括に質問をして再質問から一問一答でまいりますのでよろしくお願ひします。1. 町立小中学校のクーラー設置について(1)以前より、小中学校へのクーラー設置を要望しているが、なかなか全教室への設置がされない。ここ数年温暖化の影響か気温が30度以上となり、ときには33度を超える日も多々ある。早期にクーラー設置をすべきと考えるがどうか。(2)教室内で熱中症と思われる症状の子が出たと聞いている。状況はどうなっているか。(3)毎年、全教室の調査を行うべきと考えるがどうか。(4)真夏時のクーラーが入っていない教室で、平均何度ぐらいになるか。確認できている気温は、最高何度ぐらいになっているか。

2. 子どもの貧困対策事業の実施状況は(1)今年度より、子どもの貧困対策事業が多く実施されている。現在の同事業の実施状況はどうなっているか。(2)民生委員・児童委員などと学校とのやり取りはスムーズにできているか。

3. こども医療費助成の現物給付について(1)以前より、こども医療費の現物給付実施について、町長から前向きな答弁があったため、早期実現可能と考えております。今回の予算にも関係予算が組み込まれておりますが、現在の状況等はどうなっておりますでしょうか。実施時期は平成29年1月診療分からと聞いておりますけれども、実際にできるかどうか、いつごろの予定か教えてください。

4. 南風原中学校体育館ピロティの整備について(1)南風原中学校体育館ピロティの整備については、平成26年の第2回定例会に一般質問しました。前回の答弁で前向きな答弁がありましたが、その後の取り組みについてお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 赤嶺奈津江議員のご質問にお答えします。質問事項1の(1)でございますけれども、町立小中学校へのクーラー設置につきましては、実施計画で平成31年度に設計委託業務を計画しております。(2)でございます。小学校においては、児童が熱中症と思われる症状で保健室へ行き早退した児童のうち3人が病院へ行きましたが、夏風邪や腹痛からくる風邪ではないかという診断であったと学校から報告を受けております。(3)でございますが、全教室ではなく各学校において特に暑いと感じられる教室において、今年度調査を行っております。(4)今年度調査をしたところ、全教室で30度を超えていることが確認できました。確認できている最高気温は35度となっております。

質問事項4. 南風原中学校体育館ピロティの整備に関するご質問でございますが、(1)町も事業の優先順位や財政状況等調整を行いながら、早い段階に計画実施ができるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の子どもの貧困対策事業の実施状況の(1)についてお答えします。現在、子どもの居場所づくりとしまして、中学校区に1カ所ずつ計2カ所の子ども元気ルームを設置し、8月末現在で8家族16人の子どもを支援しております。また、こども課内に子ども元気支援補助員を2人配置し、教育委員会との連携による子ども元気ルームの活用や児童館、学童クラブなどの訪問による情報収集により、支援を必要とする子どもの対応を行っております。8月末の相談件数は70件となっております。(2)についてです。子どもの貧困対策については、教育委員会との連携が必要不可欠であります。そのため、民生委員、児童委員から教育委員会や学校に届けられた案件で、子ども元気ルームでの支援が必要と判断された場合には、毎週開催されています子ども元気ルームキッズ会議や必要に応じて開催する子ども元気ルーム決定会議にて教育委員会との調整を行い、支援員とつなげております。

質問事項3点目のこども医療費助成の現物支給についてお答えします。こども医療費の現物支給については、県の所管課、国保連合会、県医師会などと調整を進めており、平成29年1月診療分から実施できるよう準備は進めていますが、実施時期については沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱の改正が前提となります。以上です。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。それでは、1問目から再質問をさせていただきたいと思っております。質問1の(1)ですけれども、実施計画で平成31年度から設計委託業務を計画しているということであれば、それ以降にしかクーラーの設置がないという前提になると思うのですけれども、今現在、30度、35度となるような所に子どもたちがいる。そういう環境にあるのですけれども、前倒しになる予定などはないのでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 現在の町の実施計画においては、平成31年設計となっておりますが、調査したところ35度の教室もあることが分かりましたので、早急にできるよう調整して実施できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。実際今、扇風機で対応していると思うのですけれども、今回調査をしたということで、(1)と(3)関連して質問させていただきますが、実際そういった30度を超えるような教室がほとんどだと思うのですね。私が先



生と全教室を回って温度を計った時には、午前中の段階で30度を超えているという所もありました。特に暑いと感じるとするのは、本人の体調などで変わると思うのですね。誰がこの特に暑いとかそういったことを判断しているのか。実際に全部の気温を計って特に暑いと言うのなら分かるのですが、主観と言いますかその人の感じ方でここが一番暑いと言うのは「だろう」だと思うのですね。全教室を調査すべだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 今回調査したのは、各学校とも棟ごと、階ごとの暑い教室ということで、これは学校が選定をして調査しております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 棟ごと、階ごとということなのですから、それはこちらからこういうふうには調査してくださいということではなかったのですか。それとも、学校側からこういうことで調査しますということだったのでしょいか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 調査については、こちらから棟ごと、階ごとの教室ということは指示して調査はしております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。やはり、子どもたちにとってもここが一番暑いという感覚は分からないと思うのですね。ですから、できるだけ全教室に温度計、湿度計というのは置いて常にどれぐらいなのか、気温が低くても湿度が高ければ体感温度は上がりますよね。そういったかたちでちゃんと調査すべきだと思うのです。目に見える数字でここがそうなんだということであれば、もし順位付けでクーラーを入れていく場合には子どもたちも納得できると思うのです。保護者からも同じ学年であの子たちはクーラーがある部屋、なぜうちの子たちはないのか、そういう不平等感が出ているというふうに学校にもクレームがあったと聞いています。ですから、できるだけちゃんと情報提供をして、どういう環境なのか確認をして設置をどうしていくか検討していかなければいけないと思うのですね。私も入った時にクーラー設置の話を質問させていただいてだいぶ進んだと思います。以前は入れない前提という町長の方針もありましたけれども、環境が変わっ

てきて、温暖化だったり風の吹き方で変わってきたりということで、安定した環境の中で子どもたちは勉強すべきだという観点から暑い所から先に入れていこうということでクーラーを入れていると思いますので、全教室の調査をやっても問題はないと思うのです。日直が朝来た時に調べて、お昼に調べて、帰る時に調べてというだけでもいいと思うのですね。必ずしもこの検査する専用の機器でやりなさいではないと思いますので、そうすれば、子どもたちも数値を見て今日は暑いからどういうふうにごまかそうかとか、中学校の場合製氷機がありますので部活で使うだけではなくてこういったところでうまく使うなりということも出てくるとと思いますので、今すぐクーラーが入れられないのであれば提案としてこういうふうにごまかせませんかということも教育委員会としてできると思うのですね。今回はもう秋に入っていますからいいのかも知れませんが、来年、いつから暑くなるかわからないですよね。年によっては5月から一気に暑くなって熱中症になりやすい環境になったりしますので、ぜひ調査は早めに全体をやるようお願いしたいと思います。関連と言いますか、今回、小中学校ということで質問させてもらっていますが、実際幼稚園も町立でありますので、環境として各部屋、また前回、留意事項として新增築分に対してちゃんと設置を検討してやりなさいとやったと思うのですけれども、同じ環境の中で過ごすのであれば、新增築分だけではなくて、今で言えばたぶん5歳児が入っている所は既存の教室だと思うのですけれども、そういったところも検討しなければいけないと思うのですが、現状はどうなっていますでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 幼稚園においては、クーラーは議員おっしゃるとおり増築した4歳児の教室と職員室に設置となっており、5歳児の教室には入っていませんので今後は幼小中を調査して必要であれば整備をしていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。今の時点でたぶん扇風機で対応ということになっていると思うのですけれども、扇風機が体温に近い気温の状態、35度が目安ということですが、なかには32度を超えると熱風を送るということで反対に熱中症を起こす原因になり兼ねない、扇風機が冷風であれば効果があるけれども、32度以上35度を超えると逆効果であると環境省からも注意が出ていると思うのです。今日、その資料を提供しましたけれども、今日以前にそういう情報を確認したりとかしたことがありますでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 35度では扇風機は危険ということが言われているのは議員からの資料提供で知りました。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。子どもたちは特に小さい子になればなるほどなのですが、対応調整が上手にできないということで、高齢者もそうですが暑い中で扇風機を使うと逆効果であると、本土では扇風機にあたって寝ていたら熱中症で亡くなったというお年寄りもいます。小中学校、幼稚園児は一つの箱の中ですよ。オープン教室もありますが、実際には空間の中に30人以上の子がいて扇風機を回されると、耐熱もありますから。また、われわれでも委員会室に1人であるのと全員がいて執行部が揃うときには温度が変わりますよね。同じクーラーの設定気温の中でもそれだけ変わるわけですから、扇風機だけで風がないとき、相当苦しいと思います。子どもたちだけではなくて指導する先生方もたぶん苦しいのではないかと思いますので早めに対応すべきではないかと思うのですけれども、見直しについて今回35度がありましたが暑い中から入れていくと以前の答弁にありましたので、今回調査した中で早期に入れようという教室が出てきたのか。今から動くのか確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 どの教室から入れていくという結論はまだ出ておりません。これから検討していきますが、できるだけ早めに、年次的に整備していくようがんばってきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。ぜひ早めに対応していただきたいと思います。特に子どもたちは運動会練習、陸上練習、スポレクだっりの練習をして教室に戻ってきた時、風がない、暑い中にいると相当苦しいと思います。ぜひ早めに対応していただいて、学校行事にも左右されるかも知れませんが、やはり熱い中では集中できないと思いますので、集中できる環境を作って欲しいと思います。また、今の子どもたちは結構インナーを着るのですよね。中にはトータルすると3枚ぐらい来ている子もいます。体育着のズボンをはいて、そのまま制服を着てという子も結構います。外は風が強いからスカートだけでは嫌だということで着る子もいるので、そういう子たちには学校側も指導しなければいけないと思うのですがかなり暑い環境で勉強していることを理解していただいて、早めの対応をお願いしたいと思います。幼稚園についても同じ調査をするということでは

し、幼稚園にも入れるということで早めにお願ひしたいと思います。実際には保育園でいう年長さんの4歳児ですが、町内の保育園でクーラーが入っていない保育園があるかどうか確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 認可園に関しては全部入っているということです。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。今、認可園ではすべて入っているということですので、同じ4歳児の子を預ける場合、幼稚園だと環境があまり良くないと言われないうにぜひ早めに幼稚園も対応してもらいたいと思います。保育園だとクーラーもあるし良い環境で安心であるのに、幼稚園に行くと環境が悪いと言われると、同じ認可園、町立なのにそういう差が生まれるのは良くないと思いますので、ぜひ早めに対応していただきたいことを要望してこの質問は終わりたいと思います。

2番目の質問、子どもの貧困対策で今現在、16人の子どもたちを支援しているということで、児童館、学童クラブも訪問も子ども元気支援補助員が動いて頑張ってくれているとのことですが、自分たちが思っていた以上の相談件数や支援を要する子どもたちが多いのかどうか、どのように捉えているのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今現在、70件の相談、そして16人の子どもたちを支援していますが、実感として多いと思っています。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。私も70件の相談というところでは多いと思いました。けれども、相談できる方はまだいいのかなと、相談できない方もいると思うのですね。(2)とも関連するのですが、民生委員や児童委員の方ががんばってくれて情報を提供してということだと思うのですけれども、(2)の答弁で民生委員と児童委員から教育委員会、学校に届けられたということですが、その後です。あちら側から上がってきた、そしてこちら側としてあちら側に情報提供されたあとの対応とか相談とかをいう場があるのかどうか。支援が必要だねという子があった場合に、民生委員の方々にこの子にはこういう対応をしますよ、またこういう子がいたらお願いしますとか、今後こういう対

応をしますので協力をお願いしますとかいう話し合いの場があるのかどうか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時15分）

再開（午後2時15分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。いろんな相談のケースがございます。民生委員から上がってくるものは、当然、民生委員は把握している部分でありまして、例えばこの子ども元気ルームにつなぐ過程がございますので、教育委員会との連携が必要な子どもであれば当然そこと連携しながらやっていきますし、そのなかでこの子に対する支援がだんだん決まっていって、利用か、それとも別の支援かというふうになっていきます。その過程のなかで、もう少し民生委員にもお願いしたい部分があるということであれば当然、その民生委員にもお願いをします。この支援が必要な子どものベストな支援につないでいくように心がけていますので、民生委員にお願いすることがある場合は当然民生委員にお返しします。各ケースをそこで単独で決めるわけではありませんので、連携して取り組んでいきますので、最終的にあの子はこうでしたという報告も必要な子に対しては要対協という場もございますし、そういう場でのケースの報告もあるということです。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。民生委員や児童委員は、気になるからこそこへつなげようと思うのですね。それがどうなっているという情報提供がないと不安になると思うのです。自分が相談したのが正しかったのかどうかとなると思いますので、常に情報を共有する話し合いの場を持っていただいて、民生委員も安心してつなげられる環境を作っていただけたらいいと思います。実際、今うまくまわっているからこそ、16人の支援につながっていると思うのですけれども、相談が70件ということですから民生委員にも届いていない子がいたりいろんなことがあると思いますが、地域でがんばっている方々とのやり取りは大事だと思いますし、うちの新川でも今回、居場所づくりと学習支援が入りますが、どこへつなげたらいいかといったらやはり民生委員だったり社協へ相談するようになるということがありましたので、相談していくなかでどうなったかの結果はやはり心配になるのですね。そういう報告がもらえる環境を作っていただきたいと思います。これは要望して、この質問は終わりたいと思います。

次に3問目、こども医療費の現物給付について、県の所管課、国保連合会、県医師会と調整を進めていますということで、今日また医師会と調整があるとのことなので確認です

が、たぶん打診はされていてこういうふうにしたいたいということで町長も動かれていますし、あると思いますけれども、その感触と言いますか、実情について前回の予算質問の時には実務的に楽になるとありましたけれども、実際の医師や病院が感じるメリットですか、こちら側が現物給付をすることによるメリットがあるのか、感触等教えていただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この事業を進めていくにあたって、直接この問題ではないのですが別の会議の場で町内の病院職員の方からの意見として、この現物給付は大変有効であると、その理由として本当は何回か通院する必要がある子どもなのにその都度の負担ができなくて途中で来なくなってしまう子どももいますと、それから入院をした場合は一部負担金が多くなりますのでこれを分割して払っていただいているのですがそれも滞る厳しい世帯があると、そこも現物給付にすることによって解消できるととても素晴らしいということでした。それから、南部地区医師会の先生方との懇談の場でも町長が直接やりますとおっしゃって、先生方も協力しますという言葉もいただいています。また、国保連合会も大変協力的でありまして、全国でもこれだけの取り組みをされていますので国保連合会としてもそういう動きになっていくものだろうという考えもあるかと思えます。すごく積極的です。すでに先進の他府県国保連合会に沖縄の国保連合会の職員が行って調査までしていただいているということでもありますので、この現物給付についてはスタートしていける、1つの課題を除けばスタートしていけるものだと思います。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。町長はじめ執行部、職員の皆さんもずっと前向きにがんばってこられていますし、ぜひ早期に実現していただきたいと思えます。ただ、国保のペナルティという部分が大きなネックになって県も動きが取れていないと思うのですが、そのなかで午前中に穀議員からもありましたが国保の対象者だけがそういったペナルティを受けることになるということで、南風原町は全小中学生、それ以下の幼児も含めて医療費の無料化をしているわけですが、実際に何人が対象で国保が何人、それ以外が何人だという数字が分かりましたら教えていただけますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 加入している保険者ごとの人数は出していませんが、影響を受けるのが国保ということで、中学生以下の国保加入者に対する医療費の額、その金額でも

ってペナルティを受ける金額を試算しております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 数字はお手持ちではないということかと思えますけれども、金額は国保に加入している子どもたちに係るものということで、実際の国保が何名なのかという数字を上げてもらうとこの子どもたちの人数だとか、把握の仕方としては全員がそうでないにしてもこれだけの予算がかかるのだなという町民に対するアピールになりますし、それだけの負担をしても子どもたちの医療費をみているのだという南風原町の姿勢を示すことにもなりますので、あとからでもいいですのでぜひ数字は出してもらいたいと思います。数字があるとのことでしたら出していただけますか。

○議長 宮城清政君 国保年金課長。

○国保年金課長 町田美貴君 試算したこの平成26年度の方ですけれども、未就学児、これは6歳になった時点で2割からすぐに3割になる部分はあるのですけれども、人口ピラミッドの人数から取りましたので6歳の3月末と捉えていただいて、未就学児0歳から6歳までの人数が692人、小中学生相当の7歳から15歳までのお子さんの数が925人と捉えております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。未就学で692人、小中学生が925人ということで確認ですが、これは国保加入の子どもたちということでよろしいですね。その他の該当者の数字は捉えていないということでもよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そのとおりです。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。社保だったり、そういったところはまた他のところへ請求がいつてのことですので変わるのかと思いますが、この約1,700人の子どもたちが安心して医療が受けられる。先ほど部長からも答弁がありましたけれども、病院側も何回も通院しなければいけないとか、入院したあとの分割納付をやってもらって

いるけれども滞ってしまうというところではかなり病院側もメリットが大きいことが分かりました。私たち議員も今回、後押ししていこうと話をしていきますので、早期の実現に向けてがんばっていただきたいと思います。あと3カ月弱になりました。確認ですが、国の発表が後半になればなるほど実務的に厳しくなってくると思うのですね。県がそれを受けて要綱の変更をしてということですので、もしこの発表が年末になった場合は、実務的に1月1日が難しいとなって後ろにずれる可能性があるのかないのか確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この国の発表は、あくまでも国保のペナルティの部分でございまして、これは以前から町長がおっしゃっていますようにペナルティは受けて立つということでありまして。われわれも1月診療分からは進められるように事務的な部分は進めていますので、今議会で補正を議決していただいたあとにすぐシステムの改修に取り掛かります。このシステム自体は、現行のシステムと併用できるシステムですので、仮にスタートできなかつたにしてもシステムは使えますから、われわれは1月からスタートできるものとして事務的な部分全部進めてまいります。外的要因が解決できれば、1月診療分からは確実に進めたいと思っています。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。やはり強い意思を持ってがんばっていることが分かりました。私たちもがんばるつもりでいますので、ぜひ町長からの答弁もいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 奈津江議員から医療費の無料化をすることによって医療費抑制につながるのではないかと、ぜひということで取り上げて、昨年ですか、やりましようとなって、結果この2カ年間、中学三年生までをやることになって喜ばれておりますが、現物給付でなければ実感が湧かない部分、有難く感謝しながらしかし、いまいちだなという思い。そのなかにおいて特にお金が厳しい家庭においては、現物給付にしない限り解決できない。何名かのお母さん方から無料化に対して感謝しながらも現物給付ではないが故に病院へは行きそびれているということも聞いておりますので、そういうことがないようにという思い。また医療費の抑制につながるものだと思っておりますので、国のペナルティは受けて立ちましよう。ただ、県の要綱等においては、ぜひ変えてもらいたいと県に対しても強く訴えており知事、部長も理解しておりますし、担当部署ではどうにか南風原町に支障を



きたさないようなかたちで考えていきたいと思います。これは絶対にできるものだと、できなければ先送りという県が問題解決しない限り先送りされますが、今県が30億円をかけて貧困対策で貸出もやっているのですがそれについてもいまいちクエスチョンマークであることを申し上げております。いつ病気になるか分からない、それが夜であれば借りに行こうにも行く場所がない。これを解決しない限り厳しいと苦言を申し上げております。さらにまた医師会との懇親会のなかでもぜひやりたいと申し上げましたら、医師会宮城信雄会長からも現物給付にすることによって病院においても事務の軽減につながると、2割、3割は個人精算をする、この分はまた行政とかそういうことをしなくてもよくなりむしろ病院としては事務の軽減につながるのでぜひお願いしたいというお話。そしてまた、行政が現物給付をすればおそらく滞納がなくなってくるという病院にとっても大きなメリットがあることは聞いておりますので、県に対してはぜひ進めてもらいたいと強く、とことんまでやっていきたいと思っております。最後に、決議をして議会に要請をなさんと聞いておりますので、南風原町は行政だけではなく議会も一緒になって現物給付への意気込みを持っているのだとなれば、大きな後ろ盾になるのかと思っております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。やはり貧困対策としても子育て世代の負担軽減の点からも、ぜひ早めに取り組んでいきたいと思いますのでよろしくお願いします。この件は以上で終わりたいと思います。

最後に4番目の問いにいききたいと思います。以前、平成26年第2回定例会で質問をした時にも、前向きな答弁をいただきました。今回、教育部局にも聞き取りでもらってきた情報を提供させていただきましたけれども、赤土が体育館の中に入ってきて滑りやすくなって子どもがけがをしやすいと、また雨降りの際には赤土が流れてきて清掃に時間が取られ大変だと、またせっかく造られているのですがライトが暗くて使用するには不便である、屋内で部活や体育に使える場所なのに暗いので使い勝手が良くないということもあって、ぜひタータンを敷いてもらえば部活や体育のダンスなどいろいろ使えますよと、タータンにしてもらえればかなり助かりますよということであったのですね。これはぜひ優先してやってもらいたいと思います。また、一時避難所だけではなくて中学校は避難所になっていると思うのですね。南風原中学校は特に20号壕への修学旅行など見学の方、また町内のショッピングセンターに海外の方が結構来られることがありますけれども、南風原中学校そばの町道にバスを停めて待っていたり移動することも多々あるのですね。有事と言いますか災害が起きたとき、そういった方々も近くの避難所に避難すると思うのです。南風原町は高速インターの3カ所ありますので、高速から下りて避難しなければいけないときという南風原はそこを重視しなければいけないのかと思います。海から離れている分、反対にこちら側に逃げて来られる方もいるのではないかと思います。そういう点

から言えば、町民だけではなくて観光客や町外の方の避難所としても大事な位置付けになってくるのかと思います。ちむぐくる館と隣だから両方ということもあると思いますけれども、タータンに替えることで、そこに雨よけの状態でテントを張ったり、また奥には武道場がありますけれどもそこは畳が敷かれている状態なので妊産婦の方や高齢者の方にはかなり活用しやすいのではないかと思います。そういったことからはこちらはぜひ早期にやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 体育館下のピロティについては、これまで教育委員会では人工芝による整備計画で準備していましたが、そのなかで補助事業等財源があるのかいろんな面を調査・研究してきておりましたが、今回議員から提案のあるタータンについても、これから人工芝がいいのかタータンがいいのか、それ以外があるのかどうか工事工法についても調査・研究して、早い段階で実施計画を掲げて整備できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 総務課側としては、避難場所としても提案していますのでぜひお答えいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 災害、いろいろな規模（強度）、種類があると思います。おっしゃるとおり公立学校や公共施設、各字・自治会等々、一時避難場所であったり広域の避難場所であったり指定しています。家屋倒壊等、状況によっては長期的だと思いますので、そのときには教室、体育館、すべてを活用します。当然、学校施設は教育活動にいかにも有効に寄与するかが基準でありますので、まずはその観点からやるものだと思います。当然、災害のときは、利活用できるものはすべてやります。暴風るときであれば室内でなければいけない、地震によってなど、とにかく一時的にであれば屋外でも大丈夫だということですのでそれはそれで指定された避難場所では活用できるものはすべて活用することになると思います。

1点、私は立場上、財政も担当しております。先ほど教育部長からもありましたが、議員各位さまさまざまな事業のご提案をなさってきました。今日だけでも医療費助成であったり学校のエアコンであったり、AEDであったり、人口も非常に伸びていて行政需要も種類も増えている町でございますので、それはそれとして何を重点的に予算を付けるのか、さ

て順位はどうかも含めて、やるとなった場合には教育部長からもあったように工法も含めてトータルで検討させていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。避難場所としてということで総務部長にもお聞きしましたが、トータルとして勉強、教育で使用するのが主であるということですが、避難場所としても教育として使う体育館にも赤土がまっけてケガをしやすい、呼吸器が弱い子にとってはかなり不利不便だと、誘発にもつながり兼ねない状況にあることはご理解いただきたいと思います。ですから、なるべく早めに対応していただいて、赤土がなければという問題でもあるのですけれども、このあとのことを考えれば、活用しやすい状況で整備したほうがいいだろうということでタータンでもあります。学校側が今後どういうふうに出るか分かりませんが、できたらそのようにやって欲しい。実際、風が強い日に窓を開けたら赤土が飛んで来る、窓を閉めたら暑い、そういった環境にあります。今は体育館の話をしましたけれども、風向きによっては教室にもこの赤土が入って来るそうです。いろいろな部分で支障をきたしておりますので、早めに対応することを要望して終わりたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○議長 宮城清政君 では、奈津江議員の一般質問はこれで終わります。先ほどの玉城 勇議員の答弁の修正をしたいという申出があります。これを許します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほどの玉城 勇議員へのAED関連の答弁で、誤りがございましたので修正させていただきたいと思います。新川のAEDの関連ですが、自販機にセットであるとありましたが、そういうことではなくて、自販機との関連で字が独自で導入したものがございました。自販機の売上の関係ですね。そういった兼ね合いで公民館の中にAED設置を新川が独自でしていたということです。しかしながら、昨年その契約が切れて、今は設置がございません。そのあと、町からも設置はしていないということで、新川は今ない状態でございます。大変失礼しました。修正いたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの修正をすることに決定します。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

散会（午後2時42分）